

別紙（陳情第 117 号）

上藤松 6 号線の狭あい道路と北九州市の土地行政の諸問題について

1 門司区上藤松 6 号線の狭あい道路の問題について

昭和62年に町内は整備会を結成し、市道路 4 メートル幅の基準に従い、地権者から土地の譲渡を受け、市に寄付して、上藤松 6 号線（以下、「上 6 号線」と略）は市道認定を受けた。

木村門司区長時代に、「上藤松 6 号線の一直線化」の公文書を受領したが、整備はなかった。

北橋市長は 1 期目の市長選挙で「狭あい道路も公共事業」を公約に掲げた。平成25年に市長の選挙公約の実現を求めた。

道路計画課は地元、「上 6 号線に関するこれまでの経緯・その整理」と「今後の整備の方向性」の公文書と整備図面を発行したが、これは市民センターへの緊急避難路と防災を目的として設計された。

A氏は市の要請に従って、自宅の石垣を市に提供し、自宅も大幅に東側に移動して協力したが、上田門司区役所まちづくり整備課長は反対派をあおって、上 6 号線の整備より、B氏横の道路に消防車が通れることが優先課題として、工事中止に追い込んだ。その後、上田課長は道路計画課長になり、東部整備事務所の井手係長も消防車は入れると工事に反対した。

平成27年にはC氏宅で火災が発生したが、道路が狭く、同宅へ消防車が入れなかった。このため、当時の道路計画課の原口部長と上田課長に行政の妨害の解決を求めた。両氏は陳情者宅でA氏の協力に対し、「整備は必ずする」と謝罪したが、現在も未整備のままである。

現在も道路部の喜州部長に何度も訴えたが解決しない。また、上 6 号線下のD氏が不法占拠を続けるのに階段設置を許可して、市道内の不法占有を追認した。

2 B氏付近の新町・井ノ浦線の道路幅を拡幅する諸問題について

藤松地区は平成21年度に福岡法務局の字図混乱地区の解消事業で境界が確定したが、登記簿どおりでなく現地は放置されたままである。市の行政の実態を解明してほしい。

平成30年度にE町内会長は防災問題で門司区の高橋市議と区役所の会議に出席し、陳情者も地元の要請を受けて会議に参加した。その後、B氏の土地は地主不現在の土地と判明した。

地主不現在の隣の市道を拡幅するという行政のうその約束に対し、上記の解決を求め、東部整備事務所で何度も協議を行ったが回答がない。

これでは当初から、行政は上6号線の整備を潰す予定だったと推測される。
現在、B氏の電柱移設は終了したが、地主不存在の問題は解決しているのか。

3 F氏の外壁工事に関する藤松市民センターの問題について

藤松市民センターは防災ガイドブックにも掲載されている避難場所である。

令和2年4月頃、門司区役所の牛島主幹（元北九州市東部整備事務所長）は、「同市民センターを避難場所にする」と言い、F氏に外壁工事を求めて、52万円の工事費を負担させた。F氏が区役所に説明を求めると、牛島主幹は、「藤松自治協会が同センターを避難場所にすることを反対しているから」と説明した。地元で同センターは避難場所とされていない。

牛島主幹は説明後に連絡なく退職したが、牛島主幹は東部整備事務所長時代に上6号線の整備に関わっていた人であると判明した。